



企業・団体の皆様

森林整備で地球温暖化対策に貢献しませんか？

# かごしま CO<sub>2</sub>吸収量等認証制度 (吸収量認証)



鹿児島県

チャレンジ

25 



## 森林整備の必要性

### 1 森林の持つ多面的機能

県土面積の64%を占める森林には、地球温暖化の防止、県土の保全、水資源のかん養、生物多様性の保全などの多面的な機能があり、県民が安全・安心で快適な生活をしていく上で重要な役割を果たしています。

### 2 多面的機能の発揮

森林の持つ多面的機能を発揮するためには、間伐等による森林整備が不可欠です。



整備の行き届かない森林

日照が遮られることから林床が暗く下層植生等が育ちません。風害、病虫害等に対する抵抗力が弱まるとともに、降雨等により表土が流出しやすくなります。



整備された森林

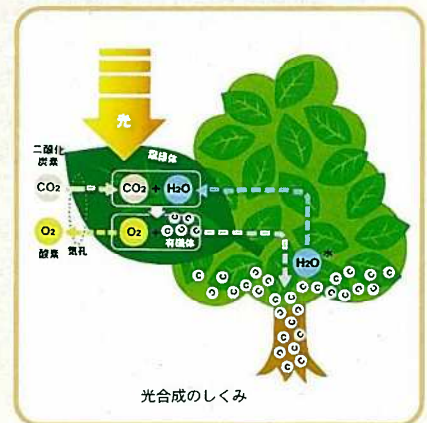
成長が促進され風雪害等に強い健全な森林となります。陽光が差し込むため下層植生が繁茂し表土の浸食や流出を防ぎます。

### 3 地球温暖化防止に貢献する森林の働き

森林には、太陽からの光エネルギーを利用して、大気中の二酸化炭素を有機物として固定するという重要な働きがあり、特に樹木は木材という形で大量の炭素を蓄えています。

### 4 森林づくりの取組

県では、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的な機能を高度に発揮させるため、多様で健全な森林の整備や、企業・森林ボランティアなどの多様な主体による県民参加の森林づくりを推進しています。



## 認証制度について

### 1 目的

森林整備によるCO<sub>2</sub>吸収量を県が認証することにより、企業や団体等における地球温暖化対策の取組を促進することを目的として、平成23年1月に「かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認証制度」を創設しました。

### 2 制度の流れ（詳細は右面）





# 対象となる組織・森林整備

## 1 対象となる組織

県内において自ら又は費用負担により森林整備活動等をおこなう企業・団体  
(企業、NPO法人、ボランティア団体、その他知事が適当と認める団体)

## 2 認証の対象となる森林整備

① 実施箇所 県内で実施した植栽，間伐



植栽状況



間伐状況

植栽とは：伐採跡地などに苗木を人工的に植え付ける作業です。

間伐とは：競合する木を選別して伐採し、木々の間に適度な広さを確保する作業です。

- ② 実施時期：申請の前年度及び当年度に実施した森林整備であること
- ③ 実施面積：森林整備を実施した最小面積が0.1ha（1,000㎡）以上であること
- ④ 森林整備の基準

### 【植栽の場合】

1 ha当たりの植栽本数が、スギ・ヒノキ・マツの場合は1,500本以上であること

1 ha当たりの植栽本数が、広葉樹の場合は1,000本以上であること

本制度では植栽木の成長を確実にするため、植栽後5年間程度は補植<sup>\*1</sup>，下刈り<sup>\*2</sup>を実施していただくこととしています。

※1：補植とは、植栽後の乾燥などにより枯れた苗木を植え替えるために行う作業です。

※2：下刈りとは、植栽された苗木周囲の雑草を刈り払う作業です。

### 【間伐の場合】

間伐率<sup>\*3</sup>が20%以上であること

※3：間伐率とは、立木本数に対する伐採本数の割合です。

間伐率20%以上では、立木10本のうち、2本以上を伐採する必要があります。



植栽後の状況



間伐後の状況

## 3 認証申請

申請は県庁地球温暖化対策課で随時受け付けています。

申請書様式等の詳細については、県ホームページをご覧ください。





# CO<sub>2</sub>吸収量の算定

## 1 整備森林の調査

適正に森林整備が行われているかを調査します。

## 2 吸収量の算定

算定式

$$\text{CO}_2\text{吸収量} = 1\text{年間の幹の成長量} \times \text{容積密度} \times \text{拡大係数} \times (1 + \text{地下部} \cdot \text{地上部比}) \\ \times \text{炭素含有率} \times \text{CO}_2\text{換算係数} \times \text{整備面積} \times \text{認証年数}$$

用語の定義

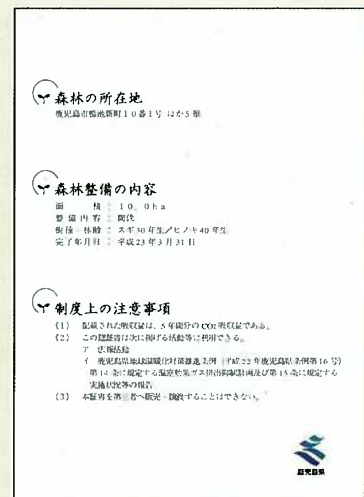
- 幹の成長量：地位(林地の生産能力)判定後に、林分収穫表で把握した1年間の材積成長量
- 容積密度：材積の成長量をバイオマス量(乾燥重量)に換算する係数
- 拡大係数：材積の成長量に枝や葉の成長量を加算補正する係数
- 地上部・地下部比：地上部の量に対する地下部の量の割合
- CO<sub>2</sub>換算係数：炭素を二酸化炭素に換算する係数(44/12)
- 認証年数：植栽は5年間、間伐は協定がある場合が5年間・協定がない場合が1年間

## 3 算定量の審査

県二酸化炭素削減・吸収量認証審査会で学識経験者等による審査を行います。

## 4 認証書の交付

吸収量を記載した認証書を交付します。



吸収量認証書

## 5 広報活動等での利用

認証書は広報活動等や、鹿児島県地球温暖化対策推進条例の温室効果ガス排出抑制計画、実施状況報告に利用できます。

交付された認証書を第三者へ譲渡・販売することはできません。

## 6 状況報告

5年間の認証を受けた場合は、毎年、森林の状況を報告してください。

### 【お問合せ先】

鹿児島県環境林務部森林経営課計画指導係

電話：099-286-2111(内線3360, 3361)

<https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/nintei/co2ninsyou.html>